

令和3年度堀川浜海水浴場の開設の可否について

匝 瑳 市

堀川浜海水浴場について、令和3年度は下記の理由により開設しないこととする。

【理由】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく千葉県の協力要請等が依然として発令されており、ワクチン接種が進んでいるものの感染症の感染拡大の収束はいまだ見通せていない。

誰もが安心安全と思える海水浴場の開設は、他地域からの人流抑制、3密対策等の感染防止の観点から困難である。

以上のことから令和3年度は堀川浜海水浴場を開設しないこととする。